

事務連絡
平成21年6月5日

各都道府県財政担当課
各都道府県市区町村担当課
各都道府県監査委員事務局
各政令指定都市財政担当課
各政令指定都市監査委員事務局

} 担当者様

総務省自治財政局財務調査課
総務省自治財政局公営企業課

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」による個別外部監査の実施に係る参考資料の送付について

健全化判断比率が早期健全化基準以上となること又は資金不足比率が経営健全化基準以上となることが見込まれる地方公共団体においては、健全化判断比率又は資金不足比率の算定を速やかに行うとともに、速やかに個別外部監査の実施の準備を行うことなど、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に規定されている手続をできる限り速やかに遂行し、個別外部監査を行う期間を確保し、適切な監査を経た上で、その内容を当該計画に反映することが期待されています。

今般、事務の参考として、個別外部監査に関する質疑応答等の参考資料を別添のとおりに送付いたしますので、ご活用ください。

また、貴都道府県内の市区町村に対してもその旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

（送付資料）

- （1）地方公共団体の財政の健全化に関する法律による個別外部監査の実施に係る質疑応答
- （2）個別外部監査の実例一覧
- （3）地方公共団体の財政の健全化に関する法律による個別外部監査の実施の流れ
- （4）参照条文
- （5）外部監査関係資料（平成20年12月5日（金）第29次地方制度調査会第3回総会 参考資料（抄））

（担当者）

財務調査課（直通：03-5253-5647）

稲原補佐 渡辺主査（内23478）y10.watanabe@soumu.go.jp

公営企業課地域企業経営企画室（直通：03-5253-5643）

川崎補佐 小野事務官（内23455）y.ono@soumu.go.jp